

第3節 除石（流木の除去を含む）

土石流・流木対策施設が十分機能を発揮するよう、定期的および豪雨後、すみやかに堆砂状況等の点検を行い、必要に応じて除石（流木の除去を含む）を行う。

また、除石（流木の除去を含む）を前提とした施設の効果量を見込む場合は、堆砂後の除石（流木の除去を含む）のため、管理用道路を含めあらかじめ搬出方法を検討しておくものとする。

解説

土石流・流木捕捉工は計画捕捉量および計画堆積量が大きいかほど効果が大きいので、定期的または出水後に堆砂状況を調査する。

定期的および出水の後にえん堤堆砂状況の調査を行い、必要に応じて除石・除木の処置を講ずる。また、土石流発生後は、施設の被害について必要に応じて点検を行い、破損等に対し必要な処置を講ずる。

透過型砂防えん堤や部分透過型砂防えん堤については、流木等によって透過部断面が閉塞しないよう管理する。